



どの子にも笑顔あふれる社会に ～子どもの人権～

問人権推進課 ☎684・1148

生涯学習人権課 ☎686・8803



子育てはいつの時代も大変なものです。仕事や日々の育児・家事に追われ、疲れやストレスがたまつくると、気持ちにゆとりが持てずイライラして、つい子どもを怒鳴ったり、叩いてしまう。そんな経験ありませんか。

子どもへの体罰が法律で禁止されました

近年、保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、子どもの命が失われるなど痛ましい事件が続いています。このことを受けて、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法の一部を改正する法律において、体罰が許されないものであることが法定化され、令和2年4月1日から施行されました。

この法律は、保護者を罰することや追い込むためのものではなく、子育てを社会全体で応援・サポートし、体罰によらない子育てを社会全体で推進することを目的としたものです。

しつけと体罰は違います

しつけとは、子どもの人格や才能などを伸ばし、子どもをサポートして社会性を育む行為です。たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為(罰)である場合は、どんなに軽いものであっても体罰となり、子どもの人権侵害にあたります。また、子どもの成長に悪影響を与えるだけでなく、暴力的な言動の悪い例となってしまう危険性があります。

これらは全て体罰になります！



- ・何度も言葉で注意したけど、言うことを聞かないで叩いた
- ・いたずらをしたので、長時間正座させた
- ・宿題をしなかったので、食事を与えなかつたなど

ひとりで抱え込まないで相談を

「まだ相談するほどではない」「もっと自分がしゃかりしないと」毎日の子育ての中でこんな気持ちになりながら頑張りすぎていませんか。子育ての大変さを自分だけで抱え込み、「誰かに相談すること」が大切です。また、子育て中の保護者だけで悩みを抱え込まないよう、周囲の方々からの優しい声掛けや相談窓口の紹介などをお願いします。



相談窓口

鳴門市女性子ども支援センターぱあとなー

▶受付時間 平日の午前9時～午後5時

☎684・1408、684・1413